

# あみの下水道

## 快適できれいな町づくり



麗ヶ浦をきれいにしましょう



阿見町

 阿見町下水道課

## はじめに

下水道は、私達が快適な生活を営みながら暮らしの中で利用された水を浄化し、再び自然に戻していくための大切な施設です。

阿見町では、みなさんのご協力により下水道の整備が着々と進められています。

このように整備された下水道はみなさんに利用していただくこそ生活環境の改善や霞ヶ浦の水質保全といった目的が達成できるものです。

このパンフレットはみなさんに下水道のことをより理解していただき、一日も早く下水道を有効に利用していただくために作成したものです。

## 下水道の役割・しくみ



### 1 水洗トイレが使えるようになります

悪臭のない清潔で快適な生活ができます。



### 2 生活環境の改善が図られます

側溝がきれいになり、蚊、ハエの発生しない清潔な街になります。



### 3 大雨が降っても安心

建物の浸水や道路の冠水から街を守ります。



### 4 霞ヶ浦や川がきれいになります

各家庭や事業所などから出された汚水は、下水管を通り処理場に集められ、きれいに処理してから霞ヶ浦に流されます。

## 下水道の種類

下水道の種類には2つの方法があります。

1つは汚水と雨水を同じ下水管で流す合流式、もう1つは別々に流す分流式です。

阿見町では分流式が採用されていますので、汚水は汚水管を通じて処理場へ送ります。

雨水は道路側溝や雨水管によって河川を通じて霞ヶ浦へ放流されます。



# 下水道が整備されたら必ず排水設備工事を

## 排水設備工事はできるだけ早く

台所や風呂など家庭から出る生活排水やトイレの汚水を下水道に流すための工事を排水設備工事といいます。下水道が使用できるようになった区域では、できるだけ早く排水設備工事を行わなければなりません。

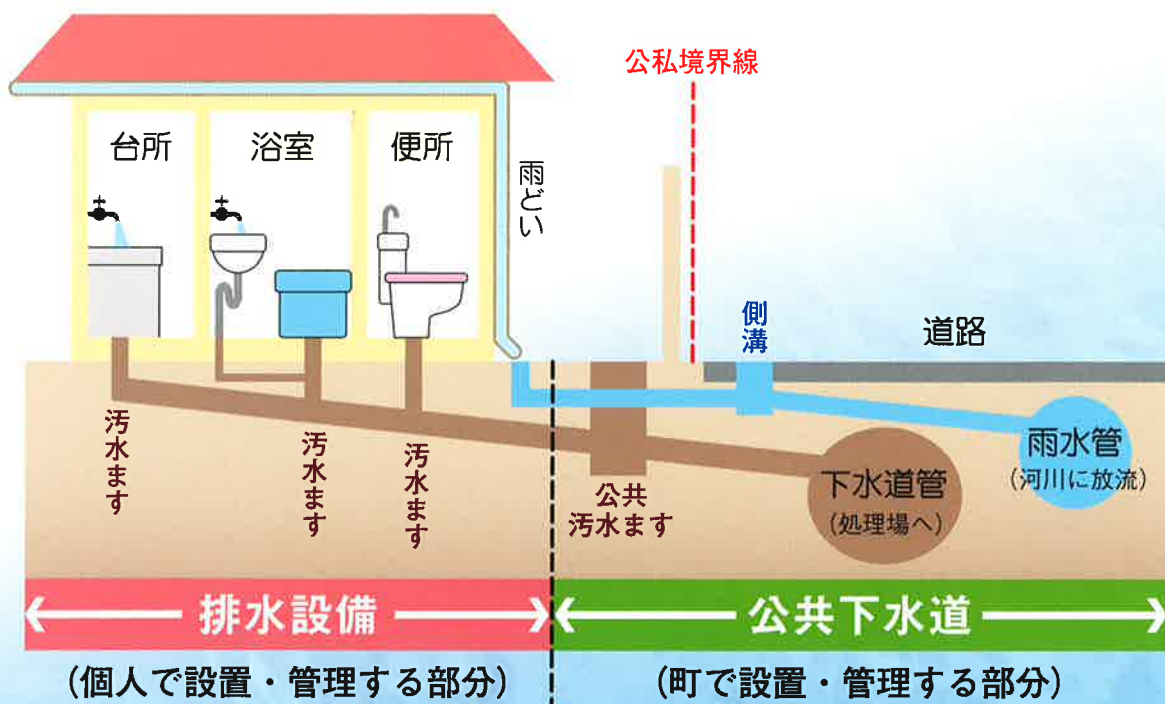
くみ取り便所は下水道が使用できるようになってから3年以内に水洗化することが義務付けられています。(下水道法 第11条の3)

下水道が使用できる区域になりましたら、建物の所有者は、くみ取り便所をすみやかに水洗化してください。

## 排水設備工事は町指定工事店で

法令などの基準に基づいて排水設備が設置されなければ、下水道の維持管理に支障をきたします。排水設備工事は必ず阿見町の「排水設備指定工事店」で行ってください。排水設備指定工事店以外の者が工事を行うことは下水道条例で禁止されています。

排水設備は、使用者の費用負担で工事を行い、汚水ますの清掃などの維持管理を定期的に行っていただきます。



# 水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度

私達の生活環境を改善するために、くみ取り便所を水洗トイレに改造したり、浄化槽を廃止して下水道に直結する工事を行う際には、工事費用がみなさんの負担にならないように阿見町では工事資金の助成制度を設けて普及促進に努めています。

## 助成の内容

現在使用しているくみ取り便所（し尿浄化槽による水洗便所を含む）を水洗トイレに改造する工事を行う際には、町からの助成による無利息の融資制度が利用できます。

### 融資あっせん

（融資の際の利子について町が全額補給する制度）

融 資 額	見積書の金額の範囲内（最高 50 万円まで） 1 件につき 50 万円以内 貸家・アパートは 1 件につき 5 万円以内（5 件まで）
返済期間	融資を受けた日から 36 ヶ月以内
返済方法	元金均等月払い

## 手続きの方法

融資あっせん制度をご希望の方は、下水道課窓口にお気軽にご相談ください。

町の指定工事店に発注する際は、工事着手前までに下記の必要書類を添えて申請してください。

必要書類	① 水洗便所改造資金融資あっせん申請書 ② 水洗便所改造資金利子補給金交付申請書 ③ 所得証明書 ④ 町税納税証明書 ⑤ 印鑑証明書 ⑥ 代理人選任届 ⑦ 工事見積書
条 件	保証人 1 人を有する方